

東京都教育委員会 殿

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第6条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所 (保護者等)	〒	ふりがな
	TEL ()	申請者氏名 (保護者等)
該当区分 ※いずれかにレ点を	<input type="checkbox"/> 生活保護(生業扶助)受給世帯 →【1】と裏面の【2】及び【4】を記載してください。 <input type="checkbox"/> 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯 →【1】と裏面の【2】、【3】及び【4】を記載してください。	

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年 月 日
氏名				
在学する学校	学校の名称	東京都立		
	学校の種類・課程・学科:			
	学校の所在地	東京都 市区町村		
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類: 課程: 全・定・通・専 学年制・単位制 学科:
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明	
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類: 課程: 全・定・通・専 学年制・単位制 学科:
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明	

【学校使用欄】

(提出書類のチェック)

〈学校収受欄〉

- 東京都高等学校等奨学給付金受給申請書(本様式)
- 収入に関する証明書(下記のいずれか)
 - 生活保護受給証明書
 - 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
 - ※ 生活保護受給証明書により、生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況が確認できる場合は、提出不要。
 - 個人番号カードの写し
 - 通知カードの写し
 - 個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書の写し
 - 当該年度の住民税(非)課税証明書等
- 基準日現在、保護者等が都内に住所を有していることが分かる書類(住民票写し又は住民票記載事項証明書)
- 基準日現在、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが分かる書類(健康保険証の写し等)
- 口座振替依頼書及びその記載内容が確認できる通帳の写し
- その他の必要書類(在学証明書、充当委任状等)

学校番号	
授業料年度	
課程コード	
生徒マスター番号	

(裏面へ続く)

【2 保護者等の収入の状況について】 (1) から (3) までのうち、該当する□にレ点を付けてください。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

□	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書 (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書 ・ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)
---	--

(2) 次の者の個人番号カードの写し等(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)又は課税証明書等を提出します。

	個人番号カード等	課税証明書等	
ア	□	□	親権者(両親)2名分
イ	□	□	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等
ウ	□	□	未成年後見人()名分 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
エ	□	□	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
オ	□	□	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(1) 又は(2)において、証明書等を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び令和3年1月1日(新入生の一部早期給付の場合は令和2年1月1日)現在の市区町村までの住所

氏名	高校生等との続柄
都道府県	市区町村

氏名	高校生等との続柄
都道府県	市区町村

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

□	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
---	--

【3 扶養親族等の状況について】 非課税世帯(【2】の(2)又は(3)にレ点を付けた場合)は、記入してください。

扶に養つしている(※)お子様	続柄	氏名	生年月日	学校名・職業等	課程 (高校生等の場合記入)
					昭・平 年 月 日
昭・平 年 月 日	□通信制/専攻科 □上記以外				
昭・平 年 月 日	□通信制/専攻科 □上記以外				
昭・平 年 月 日	□通信制/専攻科 □上記以外				

- ※ 以下に該当する兄弟姉妹の状況を、生徒本人の状況を含めて記入してください(該当する兄弟姉妹がない場合、生徒本人の状況のみ記入してください)。
 - ・ 7月1日(新入生の一部早期給付の場合は4月1日)現在15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
 - ・ 7月1日(新入生の一部早期給付の場合は4月1日)現在高校生である兄弟姉妹
- ※ 「続柄」欄に、年長の順に第1子、第2子と記入してください。
- ※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、提出する申請書の扶養親族欄には、必ず同じ状況を記載してください。

【4 申請の状況について】

(1) 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

□	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
□	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
□	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
□	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。))の支弁対象ではありません。

(2) 非課税世帯(【2】の(2)又は(3)にレ点を付けた場合)は、以下の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

□	私の世帯は、7月1日(新入生の一部早期給付の場合は4月1日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けていません。
---	---

記入上の注意

- 1 【1 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
- ・ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - ・ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
 - ・ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「高等学校（全日制）」、「高等学校（定時制）」、「高等学校（通信制）」、「中等教育学校（後期課程）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「高等学校（専攻科）」、「専修学校（高等課程）昼間学科」、「専修学校（一般課程）昼間学科」、「専修学校（高等課程）夜間等学科」、「専修学校（一般課程）夜間等学科」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校（外国人学校）」、「各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 2 【2 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- ・ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ・ (1)に該当する場合は、7月1日（早期給付の場合は4月1日）（基準日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
 - ・ (2)イに該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、(2)エ及びオ並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
 - ・ (2)ア又はウに該当するときは、保護者全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
 - ・ (2)エ又はオに該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 3 【3 扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
- 4 【4 申請の状況について】の欄には、内容を確認の上、記入してください。

留意事項

- 1 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- 3 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 4 都立高等学校等においては、高等学校等就学支援金の申請時に、生活保護受給証明書又は個人番号カードの写し等を提出している場合、都道府県税所得割額及び区市町村民税所得割額が分かる書類を提出している場合、及び他の生計維持者に扶養されていることが分かる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。
- 5 都立高等学校以外の国公立高等学校等へ通っている場合は、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直し支援金の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。